

別記 3 9 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の運用基準

※携帯型電子機器→制御機器付き携帯型電子機器（給油許可、一斉停止等の制御機能がある。）

→制御機器無し携帯型電子機器（上記、制御機能は無く、専ら顧客管理等に使用）

携帯型電子機器の区分	基準対象
制御機器付き携帯型電子機器	第 1-1 及び 2、第 2-1 及び 2、第 3
制御機器無し携帯型電子機器	第 1-1、第 2-2、第 3

第 1 携帯型電子機器の構造、規格

- 1 給油空地等で使用する携帯型電子機器は、次のいずれかの構造又は規格に適合するものとする。
 - (1) 防爆構造のもの
 - (2) 国際電気標準会議規格（IEC）60950-1
 - (3) 日本工業規格（JIS）C 6950-1（情報技術機器－安全性－第 1 部：一般要求事項）
 - (4) 国際電気標準会議規格（IEC）62368-1
 - (5) 日本工業規格（JIS）C 62368-1（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項）
- 2 可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける位置、構造及び設備に係る技術上の基準（規則第 28 条の 2 の 5 第 7 号関係）
 - (1) 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのピーコン等の機器を配置すること。
 - (2) 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、上記（1）の範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること

第 2 可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける取扱いの技術上の基準

（規則第 40 条の 3 の 10 第 3 号イ関係）

- 1 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。
- 2 給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、次の点に留意して行うものとする。
 - (1) 携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること（肩掛け紐付きカバー等）。
 - (2) 危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。
 - (3) 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。
 - (4) 携帯型電子機器を充電するときは、可燃性ガスが滞留しない場所で行うこと。

- (5) 携帯型電子機器は、可燃性ガスが滞留する場所で使用しないこと。
- (6) 携帯型電子機器の管理責任者を正副 2 名指定すること。
- (7) 携帯型電子機器未使用時は、可燃性ガスが滞留しない事務所等で保管すること。
- (8) 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。
- (9) 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。

第 3 予防規程

給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合に係る予防規程に定める事項は、別記 3 「予防規程」による。